

第1 興行場

興行場数施設の種類・許可件数別年次推移

区分 年次	常設の興行場数（年末現在）				営業許可件数（年中）	
	小計	映画館	スポーツ施設	その他	常設の興行場	仮設の興行場
昭和45年	5,910	4,480	283	1,147	358	968
50	4,589	2,996	301	1,292	361	867
55	4,505	2,696	314	1,495	266	742
56	4,477	2,641	317	1,519	258	661
57	4,545	2,608	327	1,610	340	626
58	4,591	2,579	323	1,689	321	623
59	4,563	2,512	320	1,731	315	666
60	4,532	2,451	312	1,769	298	664
61	4,569	2,437	317	1,815	237	643
62	4,532	2,369	312	1,851	215	661
63	4,536	2,310	318	1,908	224	586
平成元年	4,506	2,220	324	1,962	270	576
2	4,478	2,128	327	2,023	232	605
3	4,452	2,057	331	2,064	216	513
4	4,488	2,015	345	2,128	222	442
5	4,587	2,010	350	2,227	262	492
6	4,686	1,993	352	2,341	285	485
7	4,763	1,950	363	2,450	238	405
8	4,873	1,943	368	2,562	256	449
9年度	4,935	1,908	370	2,657	241	336
10年度	5,024	1,938	383	2,703	301	309
11年度	5,092	1,984	379	2,729	208	292
12年度	5,179	2,024	396	2,759	280	286
13年度	5,160	1,976	405	2,779	214	278
14年度	5,113	1,920	404	2,789	204	222
15年度	5,032	1,822	401	2,809	194	256
16年度	5,063	1,860	397	2,806	237	245
17年度	5,034	1,839	387	2,808	237	240
18年度	5,001	1,815	384	2,802	229	259
19年度	4,987	1,761	392	2,834	189	218
20年度	4,959	1,750	401	2,808	194	205
21年度	4,921	1,702	394	2,825	145	208
22年度*	4,849	1,654	373	2,822	155	206

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

1 施設数

平成23年3月末現在の興行場数は、4,849施設で、前年度比1.5%の減であった。うち、映画館は、1,654館で前年より48館減少している。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成18年に252施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 映画館の経営主体は株式会社が多く、78.3%となっている。専業は62.7%となっている。
- ② 経営者の年齢は50代が30.1%で、「後継者がいる」と回答しているのは、60.2%となっている。
- ③ 1施設当たりの平均従業者数は「男」が16.6人で、「女」が22.9人となっている。
- ④ 1施設当たりの土地の平均面積は5,810.9㎡、建物の床平均面積は7,494.1㎡、平均スクリーン数は5.3スクリーン、平均客席数は1,026.6席、観覧席の平均面積は2,219.1㎡となっている。
- ⑤ パソコンの導入は96.0%で、うち、「帳簿等の経営収支の計算に利用している」という回答が69.0%となっている。
- ⑥ 経営上の問題点は、「客数の減少」が61.1%と最も多く、次いで「施設・設備の老朽化」38.1%、「客単価の減少」31.7%となっている。
- ⑦ ごみ減量化・リサイクル実施状況は、「実施している」が93.7%で、取組の種類は「ごみの分別をしている」が91.1%となっている。
- ⑧ サービス等は「特定日等の価格サービスをしている」89.7%、「割引券等の価格サービスをしている」86.9%、「高齢者に対するサービスの工夫」77.8%となっている。
- ⑨ 地域との共生の状況は、「商工会議所・商工会又は商店街組合に参加している」51.6%、「祭りやイベント等商店街の共同事業に参加している」50.0%、「地場産業の振興に協力している」21.0%となっている。

3 経営の動向等

- ① シネコンの進出で、全スクリーンの約半分を占めるに至り、単独館の閉館が相次ぎ、業界に大きな影響が生じた。またデジタル技術の発達は、利用者の要望の変化に的確に対応できる施設づくりが将来的課題となっている。
- ② 他の娯楽産業との競合に生き残るため、映画興行界は利用者が自身の望む映画を快適な環境で鑑賞できるような魅力的施設作りを進めると共に、飲食等付随的なサービスの提供等、経営改善に努めなくてはならない。単独館は利用者の要望を調査し、固定客を確保するなど、自発性を発揮し、魅力を増やすことが大切である。
- ③ 衛生管理には、従業者への衛生教育を徹底することが必要である。また廃棄物を少なくする努力とともに、環境の保全に努める努力が必要である。高齢社会に対応するために、高齢者、障害者でも気軽に映画鑑賞ができるよう、スロープの設置、リフト、車椅子用の鑑賞スペース、トイレの改造等のバリアフリー化、割引等の特典を講じる努力をする。そして地域におけるまちづくりに積極的に参加し、地域と共生していくことを大切にしなければならない。単独館は特に地域性を大切にし、家族客、中高年齢客、女性客等の要望にあった映画の選択、固定客を確保するための会員権割引や、商店街飲食店と提携しての割引制度を講ずるなど、地域の実情にあった販売促進策を検討する必要がある。
- ④ 地域の他業種と提携した広告、利用者のアンケート箱の設置、ホームページや組合が設置したハローダイヤル等を活用した情報提供が大切である。関連書籍、ビデオソフト等の販売や喫茶・飲食コーナーの充実など、多角的経営の検討も進めることができる。情報化の推進で情報通信技術を利用した利用客の予約や会計管理、地元ケーブルテレビを利用した広告等を進める。

第2 旅 館

ホテル、旅館 施設数、客室数年次推移

区分 年次	ホ テ ル 営 業			旅 館 営 業			簡易宿所	下宿営業
	施設数	客 室 数	1施設当 たり客室数	施設数	客 室 数	1施設当 たり客室数		
昭和45年	454	40,652	89.5	77,439	763,091	9.9	19,597	2,453
50	1,149	109,998	95.7	82,456	902,882	11.9	25,733	2,758
55	2,039	178,074	87.3	83,226	964,063	12.6	28,530	3,019
56	2,225	189,654	85.2	82,750	974,167	12.8	28,909	3,093
57	2,416	207,674	86.0	81,926	983,527	12.0	28,714	3,030
58	2,665	226,897	85.1	81,453	1,000,343	12.3	28,643	3,013
59	2,920	246,482	84.4	81,253	1,008,819	12.4	28,543	2,929
60	3,332	267,397	80.3	80,996	1,022,005	12.6	28,417	2,934
61	3,730	290,505	77.9	80,062	1,026,199	12.8	28,025	2,886
62	4,180	324,863	77.7	78,727	1,027,536	13.1	27,650	2,800
63	4,563	342,695	75.1	78,129	1,026,107	13.1	27,405	2,821
平成元年	4,970	369,011	74.2	77,269	1,024,287	13.3	27,104	2,728
2	5,374	397,346	73.9	75,952	1,014,765	13.4	26,818	2,566
3	5,837	422,211	72.3	74,889	1,015,959	13.6	26,455	2,399
4	6,231	452,625	72.6	73,899	1,018,221	13.8	26,256	2,280
5	6,633	485,658	73.2	73,033	1,010,072	13.8	26,143	2,223
6	6,923	515,207	74.4	72,325	1,004,790	13.9	26,094	2,183
7	7,174	537,401	74.9	71,556	1,002,652	14.0	25,872	2,139
8	7,412	556,748	75.1	70,393	1,002,024	14.2	25,571	2,097
9年度	7,769	582,564	75.0	68,982	982,228	14.2	25,324	1,971
10年度	7,944	595,839	75.0	67,891	974,036	14.3	25,150	1,869
11年度	8,110	612,581	75.5	66,766	967,645	14.5	24,778	1,840
12年度	8,220	622,175	75.7	64,831	949,956	14.7	24,354	1,771
13年度	8,363	637,850	76.3	63,388	934,377	14.7	23,883	1,633
14年度	8,518	649,225	76.2	61,583	915,464	14.9	23,268	1,539
15年度	8,686	664,460	76.5	59,754	898,407	15.0	22,931	1,373
16年度	8,811	681,025	77.3	58,003	870,851	15.0	22,475	1,054
17年度	8,990	698,378	77.7	55,567	850,071	15.3	22,396	974
18年度	9,180	721,903	78.6	54,107	843,197	15.6	22,590	941
19年度	9,442	766,297	81.2	52,295	822,568	15.7	22,900	929
20年度	9,603	780,505	81.3	50,846	807,697	15.9	23,050	912
21年度	9,688	798,070	82.4	48,966	791,893	16.2	23,429	869
22年度*	9,629	802,060	83.3	46,906	764,316	16.3	23,719	752

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

1 施設数

平成23年3月末現在の旅館業の営業許可施設数は81,006施設であり，前年度より1,946施設の減少と

なっている。

うち、ホテル営業施設数は9,629施設、旅館営業施設数は46,906施設、簡易宿所数は23,719施設となっている。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成18年に847施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 旅館業のうち旅館は18.4%が「個人経営」、46.6%が「株式会社」、32.0%が「有限会社」となっているが、ホテルは「株式会社」が61.3%、簡易宿所は「個人経営」が100.0%となっている。
- ② 経営者の年齢はいずれも50歳以上が8割以上となっており、「後継者がいる」と回答している施設は旅館業全体で78.7%となっている。
- ③ 1施設当たりの平均従業者数は「男」17.8人で、「女」が25.0人となっている。
- ④ 1施設当たりの土地の平均面積は5,260㎡、建物の床平均面積は4,773㎡、平均客席数は49.3室、平均収容人員数は167人となっている。
- ⑤ パソコンの導入は.92.2%で、うち、「ホームページの作成」という回答が81.4%となっている。
- ⑥ 経営上の問題点は、「客数の減少」が56.1%と最も多く、次いで「施設・設備の老朽化」53.5%、「燃料費の上昇」47.3%となっている。
- ⑦ ごみ減量化・リサイクル実施状況は、「実施している」が90.7%で、取組の種類は「ごみの分別をしている」が87.8%となっている。
- ⑧ サービス等は「高齢者・子供用等メニューの工夫」43.0%、「割引券・特定日等の価格サービスをしている」40.3%、「高齢者・子供用等宿泊プランの工夫」33.6%となっている。
- ⑨ 地域との共生の状況は、「商工会議所・商工会又は商店街組合に参加している」86.9%、「祭りやイベント等商店街の共同事業に参加している」72.4%、「地域の観光等の情報を発信している」62.5%となっている。

3 経営の動向等

- ① 温泉・名所旧跡など観光資源とその有効な活用が旅館の競争力を決定する大きな要素になりつつある。自社の立地している観光資源の取り組みによって、その地域・施設ならではの付加価値・満足度の向上を図るなど、観光資源の活用によって差別化を図り、競争力高めることが必要である。地域が一体となって観光資源を活用し、それに合わせた設備・サービスによって、その地域を訪れる観光客のニーズを充足できるかが重要である。
- ② 旅館業は、建物の償却に長期間を要する産業であるが、この間に自社がターゲットとする消費者のニーズと設備に差異が生じる可能性がある。将来のニーズを的確に予想することはほとんど不可能なことであるが、老朽化に対応するだけでなく、変化していくニーズを積極的に取り込むための設備投資が不可欠である。
- ③ 旅館業における宿泊客の主流は、家族等を主体とする少人数グループになるつつある。そのため、観光ホテル・旅館の1部屋当たりの宿泊人数が減少しており、客室稼働率は低下し、収益の圧迫要因となっている。従って、集客アップのためには、多様なニーズに対応できるサービスメニューの充実と顧客データの管理活用、情報発信やITの活用が求められる。

第3 公衆浴場

公衆浴場数年次推移

区分 年次	公衆浴場 (年 末 現 在)											営業許可件数 (年 中)
	総 数	公 営			私 営							
		計	普 通	その他	計	普 通	個室付	ヘルス センター	サウナ 風呂	スポーツ 施設	その他	
昭和45年	25,414	878	24,536	...	788	* 408	*2,098	1,644
50	25,613	1,602	24,011	...	1,230	* 978	*4,244	1,470
55	25,320	2,419	524	1,895	22,901	15,172	1,620	593	2,378	...	3,138	1,439
56	25,222	2,580	532	2,048	22,642	14,800	1,663	623	2,415	...	3,141	1,473
57	24,986	2,784	536	2,248	22,202	14,328	1,713	666	2,399	...	3,096	1,303
58	24,918	2,912	530	2,382	22,006	13,934	1,730	699	2,450	...	3,193	1,370
59	24,823	3,054	535	2,519	21,769	13,602	1,743	711	2,535	...	3,178	1,467
60	24,864	3,169	531	2,638	21,695	13,256	1,695	783	2,620	...	3,341	1,633
61	24,899	3,242	492	2,750	21,657	12,882	1,650	862	2,701	...	3,562	1,343
62	24,692	3,287	488	2,799	21,405	12,527	1,568	940	2,738	...	3,632	1,233
63	24,674	3,337	503	2,834	21,337	12,122	1,513	1,019	2,839	...	3,844	1,194
平成元年	24,755	3,470	504	2,966	21,285	11,724	1,478	1,061	2,934	...	4,088	1,232
2	24,750	3,612	520	3,092	21,138	11,205	1,428	1,165	2,927	...	4,413	1,288
3	24,952	3,822	511	3,311	21,130	10,723	1,408	1,246	2,942	...	4,811	1,446
4	25,057	3,989	520	3,469	21,068	10,263	1,379	1,259	2,929	...	5,238	1,319
5	25,307	4,218	524	3,694	21,089	9,864	1,363	1,360	2,988	...	5,514	1,242
6	25,540	4,409	526	3,883	21,131	9,586	1,356	1,480	2,947	...	5,762	1,378
7	25,790	4,619	524	4,095	21,171	9,217	1,360	1,561	2,921	...	6,112	1,239
8	26,009	4,844	576	4,268	21,165	8,885	1,341	1,653	2,920	...	6,366	1,481
9年度	26,377	5,039	574	4,465	21,338	8,446	1,330	1,746	2,742	...	7,074	1,338
10年度	26,774	5,141	597	4,544	21,603	8,193	1,328	1,911	2,671	...	7,500	1,347
11年度	26,870	5,239	552	4,687	21,631	7,870	1,320	2,010	2,583	...	7,848	1,176
12年度	26,732	5,331	547	4,784	21,401	7,570	1,329	2,041	2,433	...	8,028	1,185
13年度	26,827	5,386	528	4,858	21,441	7,323	1,343	2,086	2,362	...	8,327	1,200
14年度	26,706	5,323	511	4,812	21,383	7,005	1,343	2,167	2,181	...	8,687	1,313
15年度	26,831	5,234	507	4,727	21,597	6,817	1,346	2,291	2,140	...	9,003	1,356
16年度	27,074	5,191	501	4,690	21,883	6,629	1,343	2,287	2,169	...	9,455	1,566
17年度	27,674	5,083	451	4,632	22,591	6,202	1,364	2,396	2,070	2,650	7,909	2,060
18年度	28,753	4,981	419	4,562	23,772	5,907	1,340	2,359	2,299	2,958	8,909	2,679
19年度	28,792	4,868	408	4,460	23,924	5,601	1,367	2,331	2,334	3,090	9,201	1,693
20年度	28,523	4,762	396	4,366	23,761	5,326	1,406	2,340	2,276	3,241	9,172	1,265
21年度	28,154	4,590	400	4,190	23,564	5,094	1,358	2,355	2,082	3,238	9,437	1,135
22年度	27,653	4,478	405	4,073	23,175	5,044	1,364	2,346	1,975	3,251	9,195	1,012

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降においては「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

2 普通浴場及びサウナ風呂は昭和52年，スポーツ施設は平成17年度より分類項目を設定した。

3 *昭和51年以前の私営の「ヘルスセンター」及び「その他」の浴場には，公営の営業施設も含まれている。

4 平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

1 施設数

平成23年3月末日現在の公衆浴場の営業許可施設数は27,653施設である。そのうち、公営と私営の普通浴場を合計したいわゆる一般公衆浴場は5,449施設となり変わらず減少している。昭和50年当時では浴場業の74.5%を一般公衆浴場が占めていたが、平成23年度は19.7%となっている。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成19年に一般公衆浴場638施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 一般公衆浴場は、「個人経営」が62.9%と最も多く、次いで「有限会社」が29.0%、「株式会社」が4.9%となっている。
- ② 創業年は「50年以上」が57.1%、次いで「40～49年」が23.5%、「30～39年」が12.5%となっている。
- ③ 経営者の年齢は「70歳以上」が36.5%で最も高く、「後継者がいる」と回答している事業者は43.1%となっている。
- ④ 従業者の規模は「3人」が29.2%と最も多く、従業者が10人未満の施設が9割以上を占めている。1施設あたり平均従業者数は4.0人でこのうち臨時雇用者は1.4人となっている。臨時雇用者を経営主体別にみると「株式会社」の4.6人が多くなっている。
- ⑤ 1日平均利用者数は、111.8人となっており、経営主体別にみると「株式会社」の208.8人が多くなっている。
- ⑥ 浴室面積は「50～100㎡未満」が38.7%、浴槽数は「9個以上」が32.9%と最も多くなっている。
- ⑦ 健康入浴推進事業を行っている浴場は16.5%、今後行う予定がある浴場は13.5%となっている。高齢者等に配慮した設備がある浴場は63.6%で、設備内容については「浴室に手すりの設置」が78.6%、「階段やトイレに手すりの設置」が40.1%となっている。
- ⑧ 経営上の問題点は、「客数の減少」が87.3%と最も多く、次いで「燃料費の上昇」が64.9%となっている。
- ⑨ 経営者が今後の方針として考えているのは、「施設・設備の改装」が30.7%、「接客サービスの充実」が26.8%となっている。

3 経営の動向等

- ① 自家風呂の普及に伴う入浴者数の減少等による経営の悪化や後継者難による廃業、その有利な立地を利用した他の事業への転換などにより、公衆浴場は年々減っており、浴室を有しない世帯の入浴の機会を確保することが課題となっている(総務省「平成20年住宅・土地統計調査」によると、住宅の浴室保有率は95.5%)。
- ② 駐車場等を有すレジャー型の大型の浴場が郊外に出現し、入浴を楽しむ傾向は依然健在であるが、経営者の高齢化、後継者がいないなど事業継承が困難になっている。
- ③ 高齢社会を迎え、高齢者や障害者が利用しやすいように公衆浴場に一定の改造を加えた上で、その公衆浴場を利用して入浴介助等を伴う入浴事業を実施する福祉入浴援助事業が平成10年4月より固定資産税の軽減措置の対象とされた。

4 公衆浴場に対する助成状況一覧（平成22年度予算ベース）

① 都道府県

（単位：千円）

都道府県名	融資制度 〔貸付金計画〕 総額	補助金等制度①			その他の 助成制度 ②	計（①+②）
		利子補給金	施設・設備費 補助金	その他補助金		
北海道	120,000	2,551	11,865	9,000	12,240	35,656
青森	-	-	3,000	-	-	3,000
岩手	-	-	3,200	-	-	3,200
宮城	-	16	1,230	3,090	-	4,336
秋田	-	-	-	-	-	0
山形	-	-	-	-	-	0
福島	-	-	0	-	-	0
茨城	-	1	0	-	-	1
栃木	-	0	1,200	300	-	1,500
群馬	-	-	1,900	-	-	1,900
埼玉	-	-	11,200	-	-	11,200
千葉	-	9	-	8,800	-	8,809
東京	-	77,897	520,000	21,600	201,391	820,888
神奈川	-	5,901	63,000	900	-	69,801
新潟	-	-	1,150	-	-	1,150
富山	-	1,000	16,000	-	-	17,000
石川	-	1,371	3,000	-	-	4,371
福井	-	0	8,000	-	-	8,000
山梨	-	-	2,664	400	-	3,064
長野	1,500	-	5,008	5,980	-	10,988
岐阜	-	-	5,850	1,125	-	6,975
静岡	-	-	1,000	-	-	1,000
愛知	-	185	26,806	260	-	27,251
三重	-	-	-	-	-	0
滋賀	-	-	1,298	5,206	4,050	10,554
京都	-	0	-	60	-	60
大阪	-	1,302	-	-	-	1,302
兵庫	-	1,275	-	-	-	1,275
奈良	-	-	5,994	902	-	6,896
和歌山	-	-	1,200	-	-	1,200
鳥取	-	-	-	3,000	-	3,000
島根	-	-	0	-	-	0
岡山	-	-	1,767	4,500	-	6,267
広島	-	4,583	4,288	0	-	8,871
山口	-	757	2,858	-	-	3,615
徳島	-	30	2,600	800	-	3,430
香川	-	168	2,308	-	-	2,476
愛媛	-	70	-	-	-	70
高知	-	-	734	-	-	734
福岡	-	-	6,757	20,710	-	27,467
佐賀	-	-	-	600	-	600
長崎	-	115	2,619	-	-	2,734
熊本	-	102	-	1,389	-	1,491
大分	-	-	219	-	-	219
宮崎	-	0	1,430	-	-	1,430
鹿児島	27,000	2,463	-	-	-	2,463
沖縄	-	-	-	-	-	0
計	148,500	99,796	720,145	88,622	217,681	1,126,244

（注）富山県については、不動産取得税を1/2に減免。

② 市区町村

(単位：千円)

都道府県名	助成実施市区町村数	助成対象浴場数	補助金等制度、融資制度		減免措置実施市区町村数			その他の助成制度実施市区町村数
			※市区町村数	補助金等制度予算額	上水道	下水道	固定資産税	
北海道	69	378	59	75,586	43	43	62	15
青森	26	226	8	3,520	4	6	25	-
岩手	15	31	11	4,221	15	14	15	-
宮城	4	13	4	6,750	4	3	4	-
秋田	6	9	4	2,186	2	1	5	-
山形	1	1	-	-	1	1	1	-
福島	10	19	10	2,200	4	6	7	2
茨城	5	8	-	-	-	1	3	-
栃木	7	13	5	350	4	7	6	-
群馬	8	32	8	5,365	3	4	6	5
埼玉	29	92	20	4,890,772	19	28	25	27
千葉	15	79	13	125,053	8	12	14	4
東京	46	840	41	4,387,655	46	46	45	43
神奈川	12	234	11	322,249	5	11	11	9
新潟	8	33	7	26,373	7	8	8	-
富山	15	104	14	6,931	7	11	14	9
石川	14	82	13	165,930	7	11	14	2
福井	8	30	8	8,309	1	7	8	-
山梨	4	15	3	4,998	2	1	3	-
長野	17	52	16	34,900	11	13	15	3
岐阜	10	39	10	18,545	3	5	10	4
静岡	11	19	10	2,025	5	7	10	2
愛知	20	171	11	171,885	9	8	19	7
三重	7	33	5	5,227	2	1	5	1
滋賀	7	28	7	18,216	3	5	5	-
京都	10	214	9	18,746	6	7	9	-
大阪	33	797	15	177,697	35	35	32	-
兵庫	21	195	14	32,967	19	20	17	7
奈良	14	33	6	349	7	7	11	5
和歌山	6	33	4	926	3	1	4	1
鳥取	3	9	3	4,978	1	3	3	-
島根	2	1	2	5,137	-	-	2	-
岡山	6	29	6	25,234	5	4	4	-
広島	14	88	10	20,321	8	9	13	-
山口	8	28	8	13,310	5	5	7	-
徳島	4	15	2	3,034	1	1	4	-
香川	8	27	8	29,202	5	6	7	6
愛媛	11	63	4	1,254	4	6	9	2
高知	4	14	4	4,524	1	1	4	-
福岡	10	70	4	19,497	5	5	6	4
佐賀	2	2	2	840	2	2	2	-
長崎	3	16	2	9,288	2	2	3	-
熊本	9	60	5	19,200	3	4	8	3
大分	6	57	5	12,088	1	1	3	-
宮崎	5	11	5	910	1	2	5	0
鹿児島	43	333	4	4,404	3	3	18	14
沖縄	2	3	-	-	3	3	1	0
計	598	4,679	420	10,693,152	335	387	512	175

(注) 「補助金等制度及び融資制度」欄中「市区町村数」は、当該実施市区町村数であり、「補助金等制度予算額」は、公衆浴場に係る予算措置(補助金、融資)額を計上。埼玉県の「補助金等制度予算額」については、公衆浴場のみの予算を分離できない全業種対象の融資制度を含む。

5 公衆浴場入浴料金統制額一覧表

(平成24年8月1日現在)

都道府県	区分	施行年月日	入 浴 料 金 (円)			
			大 人	中 人	小 人	洗 髪
北海道	青森	平成20年 8月11日	420	140	70	0
		平成20年10月20日	420	150	60	0
		平成18年10月15日	390	150	70	0
		平成19年 4月 1日	400	140	80	0
		平成12年 4月 1日	360	130	90	0
山形	福島	平成 7年 4月 1日	300	120	80	0
		平成19年 9月 1日	400	150	90	0
		平成10年 3月 1日	350	130	70	0
		平成19年 8月24日	390	150	80	0
群馬	栃木	平成 9年12月 1日	360	150	70	0
		平成18年12月26日	410	180	70	0
		平成18年12月 1日	420	170	70	0
		平成20年 6月15日	450	180	80	0
東京都	神奈川	平成20年 8月 1日	450	180	80	0
		平成19年 1月 1日	390	140	70	0
		平成20年 6月 5日	400	120	60	0
		平成20年 4月 1日	420	130	50	0
富山	石川	平成20年10月 1日	400	120	60	0
		平成21年 2月 1日	400	170	70	0
		平成19年 1月 1日	380	150	70	0
		平成19年 4月 1日	400	150	70	0
岐阜	静岡県	平成17年 4月 1日	360	140	70	0
		平成18年 8月30日	400	150	70	0
		平成20年 7月 1日	380	150	70	0
		平成20年 5月 1日	400	140	80	0
京都市	大阪府	平成20年 8月 1日	410	150	60	0
		平成20年 4月21日	410	130	60	0
		平成21年 1月15日	410	150	60	0
		平成20年12月 1日	400	140	80	0
		平成21年 2月 1日	420	140	80	0
鳥取	岡山	平成18年 1月 1日	350	120	60	0
		平成17年 9月 6日	350	130	70	0
		平成20年10月22日	410	160	70	0
		平成20年 1月 1日	400	150	70	0
山口	香川	平成20年 7月 1日	390	150	80	0
		平成20年10月 1日	360	150	60	0
		平成20年 4月 1日	360	150	60	0
		平成20年 8月 1日	360	150	70	0
愛媛	徳島	平成20年 7月15日	360	150	60	0
		平成21年 2月16日	440	180	70	0
		平成19年 3月15日	350	150	80	0
		平成 8年 2月15日	280	130	80	50
高知	福岡	平成19年 1月12日	380	150	70	0
		平成19年 2月 1日	360	120	60	0
		平成20年 2月 1日	350	130	60	0
		平成18年 6月20日	360	140	80	0
長崎	佐賀	平成18年 2月11日	370	170	100	0
		平成19年 2月 1日	360	120	60	0
大分	熊本	平成20年 2月 1日	350	130	60	0
		平成19年 2月 1日	360	120	60	0
宮崎	鹿児島	平成18年 6月20日	360	140	80	0
		平成18年 2月11日	370	170	100	0

(注) 大人(だいにん)……………12歳以上の者, 中人(ちゅうにん)……6歳以上, 12歳未満の者,
小人(しょうにん)……………6歳未満の者, 洗髪(洗髪料)……………12歳以上の者に限る

6 住宅総数に占める浴室保有住宅数の推移（都道府県別）

（単位：1,000戸）

都 道 府 県	平成10年			平成15年			平成20年		
	住 宅 数 総	浴 室 有 り		住 宅 数 総	浴 室 有 り		住 宅 数 総	浴 室 有 り	
		住宅数	総数に占める割合		住宅数	総数に占める割合		住宅数	総数に占める割合
北海道	2,142	1,993	93.0%	2,255	2,131	94.5%	2,342	2,237	95.5%
青森	473	441	93.2	485	457	94.2	494	474	96.0
岩手	448	437	97.5	464	453	97.6	471	460	97.7
宮城	780	763	97.8	831	809	97.4	870	852	97.9
秋田	374	365	97.6	382	375	98.2	381	374	98.2
山形	364	359	98.6	373	367	98.4	383	376	98.2
福島	651	637	97.8	681	666	97.8	700	682	97.4
茨城	927	912	98.4	983	958	97.5	1,042	1,013	97.2
栃木	629	615	97.8	659	641	97.3	709	691	97.5
群馬	658	650	98.8	685	668	97.5	728	711	97.7
埼玉	2,310	2,226	96.4	2,532	2,434	96.1	2,688	2,594	96.5
千葉	2,004	1,940	96.8	2,186	2,105	96.3	2,344	2,238	95.5
東京都	4,942	4,515	91.4	5,434	4,945	91.0	5,944	5,430	91.4
神奈川県	3,020	2,889	95.7	3,327	3,181	95.6	3,614	3,389	93.8
新潟	762	749	98.3	789	776	98.4	810	791	97.7
富山	337	323	95.8	356	344	96.6	369	358	97.0
石川	390	371	95.1	404	389	96.3	421	409	97.1
福井	244	239	98.0	253	245	96.8	260	251	96.5
山梨	298	291	97.7	304	299	98.4	315	306	97.1
長野	714	694	97.2	735	716	97.4	758	739	97.5
岐阜	649	632	97.4	675	660	97.8	713	697	97.8
静岡県	1,207	1,179	97.7	1,273	1,247	98.0	1,360	1,325	97.4
愛知県	2,342	2,241	95.7	2,537	2,447	96.5	2,764	2,653	96.0
三重	595	578	97.1	629	610	97.0	682	650	95.3
滋賀	403	394	97.8	436	427	97.9	491	476	96.9
京都	964	896	92.9	1,034	960	92.8	1,087	1,015	93.4
大阪府	3,290	2,957	89.9	3,490	3,188	91.3	3,684	3,401	92.3
兵庫県	1,890	1,806	95.6	2,052	1,988	96.9	2,169	2,076	95.7
奈良	457	440	96.3	483	473	97.9	503	485	96.4
和歌山	365	347	95.1	375	360	96.0	382	369	96.6
鳥取	190	185	97.4	200	194	97.0	209	204	97.6
島根	248	245	98.8	250	246	98.4	250	246	98.4
岡山	653	644	98.6	695	674	97.0	735	718	97.7
広島	1,033	1,000	96.8	1,093	1,064	97.3	1,147	1,122	97.8
山口	558	544	97.5	570	558	97.9	584	573	98.1
徳島	275	267	97.1	288	280	97.2	297	290	97.6
香川	347	336	96.8	360	351	97.5	373	363	97.3
愛媛	542	522	96.3	557	541	97.1	574	554	96.5
高知	299	289	96.7	318	308	96.9	313	302	96.5
福岡	1,789	1,729	96.6	1,937	1,888	97.5	2,034	1,957	96.2
佐賀	274	270	98.5	274	270	98.5	286	282	98.6
長崎	518	505	97.5	527	517	98.1	539	528	98.0
熊本	616	603	97.9	644	626	97.2	664	649	97.7
大分	434	414	95.4	448	430	96.0	467	452	96.8
宮崎	422	415	98.3	435	429	98.6	444	435	98.0
鹿児島	685	668	97.5	700	682	97.4	719	701	97.5
沖縄	414	405	97.8	465	452	97.2	505	494	97.8
計	43,922	41,919	95.4	46,863	44,825	95.7	49,615	47,391	95.5

資料：総務省「住宅・土地統計調査」

第4 理容所

理容師免許交付・処分件数、理容所施設数・従業理容師数・施設の使用確認件数・閉鎖命令件数(年次別)

区分 年次	理容師(年中)			理容所			
	免許件数	処分件数		施設数 (年末現在)	従業理容師数 (年末現在)	使用確認件数 (年中)	閉鎖命令件数 (年中)
		免許取消	業務停止				
昭和50	4,429	-	21	140,541	266,531	7,744	20
55	3,554	-	1	144,157	248,256	8,442	-
56	3,753	1	-	144,407	248,906	7,511	-
57	3,880	1	-	144,364	247,987	7,388	-
58	4,092	-	2	144,413	248,166	6,907	2
59	4,424	-	-	144,817	249,206	6,372	4
60	4,935	-	-	144,939	249,934	6,470	-
61	4,543	-	1	144,994	250,551	6,309	1
62	5,283	-	-	144,783	251,439	6,520	-
63	5,694	-	-	144,606	250,993	6,181	16
平成元年	5,536	-	-	144,522	251,298	6,184	-
2	5,103	-	2	144,214	252,241	5,458	-
3	5,067	-	-	143,524	250,892	5,135	-
4	4,727	-	-	143,045	251,522	5,456	-
5	4,467	-	-	142,619	250,858	5,688	4
6	4,122	-	-	142,715	252,705	5,837	4
7	4,392	-	-	142,544	252,187	6,152	6
8	4,456	1	-	142,718	252,330	5,595	-
9年度	5,183	-	-	142,809	252,081	4,459	2
10年度	4,651	-	-	142,786	251,859	4,723	-
11年度	6,013	-	-	141,321	250,987	5,170	-
12年度	4,275	-	-	140,911	250,716	4,503	-
13年度	3,761	-	-	140,599	250,764	4,267	-
14年度	3,355	-	-	140,374	252,124	4,161	-
15年度	3,250	-	-	140,130	251,981	4,496	-
16年度	2,909	-	-	139,548	250,767	4,086	-
17年度	2,727	-	-	138,855	250,407	3,910	-
18年度	2,559	-	-	137,292	248,494	3,790	-
19年度	2,480	-	-	136,768	246,861	3,535	-
20年度	1,960	-	-	135,615	244,667	3,353	-
21年度	1,818	-	-	134,552	243,644	3,041	-
22年度*	1,460	-	-	130,755	237,602	2,658	-

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

2 平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村が含まれていない。

3 平成10年度以降の理容師の免許件数，処分件数については，厚生労働省健康局生活衛生課調べ資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

1 理容師数

平成23年3月末日現在の従業理容師数は，23万7,602人で前年より6,042人減少している。

また，平成22年度中に新たに理容師免許を取得した者は1,460人であり，前年度より減少している。

2 理容所数

平成23年3月末日現在の理容所数は、13万755施設で前年度比2.8%の減少となっている。昭和61年をピークに減少傾向が続き、平成8、9年度と若干増加したものの、平成10年度以降再び減少している。

3 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成22年に751施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 理容所は個人経営の施設が多く、91.3%となっている。単独店は93.7%で、専業が91.1%、従事者は9人以下が86.0%となっている。店舗があるのは主に住宅地区と商業地区で、85.5%となっている。
- ② 経営者の年齢をみると、60歳代が39.1%と最も高く全体の約4割を占めている。
また、70歳以上が、20.8%となっており、40歳未満と比べて、12.5ポイント高くなっている。
- ③ 営業時間は1日10時間以上が78.2%で、前回調査(平成17年)の同89.2%より減っている。
開店時間は9時台、閉店時間は19時台が最も多くなっている。
- ④ 1施設当たり売上高は、926.1万円、売上総利益は、848.3万円、営業利益は、156.7万円となっている。
- ⑤ 予約優先制度があるのは39.0%で、平成17年の39.3%より減っている。平日の1日平均客数は7.1人、休日の1日平均客数は9.9人となっている。
また、客1人当たり平均料金は3,545円で、1施設当たり料金は総合調髪が3,544円、カットが2,580円、シェービングが1,923円などとなっている。
- ⑥ 経営上の問題点としては、「客数の減少」を1番にあげており、次いで「競合店舗の新規出店」、「客単価の減少」をあげている。
- ⑦ 経営者が今後の方針として考えているのは、当面の対応策としては「接客サービスの充実」40.6%、「特になし」22.1%、「廃業」17.0%となっている。(いずれも重複回答)

4 経営の動向等

- ① 理容所数は昭和50年から平成12年度まで14万~14万5千施設を維持していたが、平成10年度には減少し始め、平成16年度に14万施設を下回った以降は減少率も大きい。個人経営がほとんどの理容業において経営者の高齢化が進む中、免許取得者数も減少しており、後継者問題も深刻な状況にある。

「生活衛生関係営業経営実態調査」で多くの経営者が問題点としてあげている「客数・客単価の減少」や「競合店の進出」という回答からも、若者のヘアスタイルの多様化による理容店離れや新たな低価格チェーン店の出現等で、厳しい経営環境が続いていることがわかる。

このような状況で、同調査で今後の経営方針を「特になし」、「廃業」と回答する経営者も多い。

- ② 一方、優れたカット技術を生かして、若者を対象とした「就活ヘア」やクールビスに合わせたヘアスタイルを提案したり、顔そりの技術で女性向けメニューとしてウェディング・シェービングを取り入れたり、カウンセリング~洗髪~毛髪・頭皮トリートメントの頭皮ケア・コースを導入するなど、理容室ならではのメニューをアピールすることで集客している店もある。
- ③ 理容業は固定客が非常に多い業界である。その高い固定客比率を維持しつつ、個人経営である利点を生かし、立地条件や周辺住民の顧客層に合わせたメニュー等で同業他店との差別化を図るなど、新たな顧客を呼び込む戦略を工夫することが重要である。

第5 美容所

美容師免許交付・処分件数、美容所施設数・従業美容師数・施設の使用確認件数・閉鎖命令件数(年次別)

区分 年次	美容師(年中)			美 容 所			
	免許件数	処 分 件 数		施 設 数 (年末現在)	従業美容師数 (年末現在)	使用確認件数 (年中)	閉鎖命令件数 (年中)
		免許取消	業務停止				
昭和50年	12,947	-	42	131,444	243,281	11,292	4
55	18,541	-	-	156,635	258,124	14,308	-
56	18,361	-	-	160,473	267,382	13,278	-
57	18,712	-	-	164,123	275,020	12,936	-
58	18,171	-	-	167,658	281,733	12,798	1
59	17,390	-	-	171,905	288,688	12,913	1
60	17,020	-	-	175,433	296,265	12,595	-
61	15,586	-	-	178,632	301,175	12,246	2
62	17,121	-	-	181,233	307,786	11,755	-
63	17,030	3	1	183,785	312,708	11,572	13
平成元年	17,077	-	-	185,452	314,175	10,537	-
2	15,305	-	-	186,506	316,406	9,508	6
3	14,923	-	-	187,277	314,704	8,584	1
4	13,405	-	-	188,582	317,526	8,863	-
5	12,737	-	-	189,975	320,996	9,341	3
6	12,861	-	-	192,111	324,566	9,719	-
7	13,026	-	-	193,918	327,596	10,179	4
8	13,652	-	-	196,512	329,995	10,221	-
9年度	17,051	-	-	198,889	333,153	9,007	1
10年度	16,451	-	-	201,379	334,932	10,045	-
11年度	27,894	-	-	200,682	345,115	11,382	-
12年度	24,320	-	-	202,434	355,081	10,348	-
13年度	27,612	-	-	205,204	368,057	10,229	-
14年度	27,177	-	-	208,311	383,214	10,563	-
15年度	27,248	-	-	210,795	394,478	10,762	-
16年度	29,306	-	-	213,313	404,674	10,427	-
17年度	29,442	-	-	215,719	416,707	10,589	-
18年度	26,880	-	-	217,769	431,685	10,116	-
19年度	26,521	-	-	219,573	435,275	10,013	-
20年度	23,784	-	-	221,394	443,944	9,748	-
21年度	22,524	-	-	223,645	453,371	9,779	-
22年度*	18,468	-	-	223,286	456,872	10,324	-

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。

2 平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村が含まれていない。

3 平成10年度以降の美容師の免許件数，処分件数については，厚生労働省健康局生活衛生課調べ資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

1 美容師数

平成23年3月末日現在の従業美容師数は，45万6,872人で前年より3,501人増加している。また，平成

22年度中に新たに美容師免許を取得した者は18,468人であり、前年度より減少している。

2 美容所数

平成23年3月末日現在の美容所数は、22万3,286施設で前年比0.2%の減少となっている。

3 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成22年に673施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 美容所は個人経営の施設が多く、77.6%となっている。単独店は81.3%で、専業が84.8%、従事者は9人以下が83.8%となっている。店舗があるのは主に住宅地区と商業地区で、87.2%となっている。
- ② 経営者の年齢は60歳代が25.0%、常用雇用者は男女とも30歳未満が最も多く、平均年齢は男28.9歳女32.9歳となっている。
- ③ 営業時間は1日9時間以上10時間未満が37.4%で最も多く、平均営業時間は9.0時間となっている。開店時間は9時台、閉店時間は18時台が最も多くなっている。
- ④ 1施設当たり売上高は、3,031.3万円、売上総利益は、2,569.3万円、営業利益は、83.6万円となっている。
- ⑤ 予約優先制度があるのは65.1%で、平成17年の59.5%より増えている。平日の1日平均客数は7.6人、休日の1日平均客数は9.7人となっている。
また、客1人当たり平均料金は5,935円で、1施設当たり利用料金はパーマが7,226円、カットが3,419円、セットブローが2,301円などとなっている。
- ⑥ 経営上の問題点としては、「客数の減少」が65.7%、「客単価の減少」が28.7%、「競合店舗の新規出店」が28.1%と高くなっている。
- ⑦ 経営者が今後の方針として考えているのは「接客サービスの充実」が44.6%と最も高く、次いで「広告・宣伝等の強化」が22.6%、「特になし」が22.3%となっており、顧客に的を絞った経営方針が高くなっている。

4 経営の動向等

- ① 美容所は、パーマ・ウェーブ、結髪、化粧等の美容サービスを提供する事業所として、施設数は増加傾向にある。5～74歳までの男女を美容所の利用対象人口とすると、平成22年度末施設数では480人に1施設の割合で営業されていることになり、「生活衛生関係営業経営実態調査」で経営者の多くが経営上の問題点を「客数の減少」と答えるなど、厳しい生存競争が行われていることがわかる。
- ② 一方、近年の高齢化の進展等により、疾病や身体の障害等の理由により美容所に来ることが出来ない人のために、介護老人施設など美容所以外の場所に美容師が出向いて行う出張美容に対する社会的ニーズが高まっている。
- ③ 専門サービスの提供者としては、外面上の美容技術だけではなく、精神的な満足感を利用者に提供していかねばならない。様々な利用客に対してどの様な「心の満足」を与えられるのかは、直接顧客に接している美容師一人ひとりの個性にかかっているが、経営の方針としてどの様なアピールが出来るかも大切な課題である。

また、提供メニューの多様化に伴い、さらなる技術の向上、薬品等の安全性や衛生上の危険防止などが重要となっており、利用者に対して安全で良質なサービスを提供することが大切である。

第6 クリーニング

クリーニング師免許交付・取消件数, クリーニング所施設数・従業クリーニング師数,
使用確認件数・処分件数(年次別)

区分 年次	クリーニング師 (年中)		クリーニング所						
	免許件数	免許取消 件数	施設数 (年末)	指定洗濯 物を取扱 う施設数 (再掲)	取次所数 (再掲)	従業ク リーニ ング 師 数 (年末現在)	使用確認 件 数 (年中)	処分件数(年中)	
								措 命	置 令 閉鎖・ 停止命令
昭和45年	2,370	-	79,183	1,661	23,595	79,969	7,809	4	1
50	1,858	-	96,984	2,909	38,304	92,894	9,284	48	3
55	1,228	-	116,968	1,611	58,811	78,321	11,120	-	-
56	1,270	-	122,023	1,608	64,031	77,605	11,948	2	-
57	1,081	1	126,513	1,547	68,972	77,217	12,158	2	-
58	910	-	130,431	1,425	73,407	76,520	11,305	-	4
59	1,036	-	134,838	1,609	78,113	75,346	11,012	-	-
60	1,077	-	139,342	1,599	83,284	75,555	11,096	-	-
61	1,167	-	144,779	1,626	88,944	74,732	11,715	1	-
62	1,338	-	150,242	1,752	94,938	75,777	12,524	4	-
63	1,338	-	155,499	1,865	100,078	76,157	11,518	3	-
平成元年	1,563	1	155,786	1,897	101,806	73,678	11,494	2	-
2	1,555	-	154,862	1,856	101,385	73,220	9,964	-	-
3	1,683	-	154,020	1,806	101,705	72,241	8,420	-	-
4	1,543	1	153,810	1,659	102,141	71,565	8,748	6	-
5	1,658	-	156,068	1,608	104,839	71,749	10,592	1	-
6	1,684	-	159,816	1,779	109,117	71,155	11,362	3	-
7	1,603	1	161,861	1,727	111,907	70,202	11,218	2	7
8	1,563	1	163,554	1,795	113,991	70,500	10,271	-	-
9年度	1,365	1	164,225	1,997	115,010	69,742	7,378	-	-
10年度	1,291	1	163,999	1,784	115,896	69,964	7,949	-	-
11年度	1,155	2	163,027	1,848	115,703	67,708	6,938	-	-
12年度	1,152	1	162,347	1,978	115,752	66,880	6,650	1	-
13年度	957	-	159,801	2,077	113,953	66,871	5,371	-	-
14年度	980	-	157,112	2,198	112,607	65,292	6,256	-	-
15年度	1,059	-	155,109	2,175	111,068	65,796	5,426	-	-
16年度	1,138	-	150,753	2,233	108,089	63,750	5,032	1	-
17年度	1,008	2	147,132	2,360	105,134	61,682	4,445	-	-
18年度	1,002	-	143,699	3,599	103,061	61,545	4,036	-	-
19年度	1,031	-	140,823	2,596	101,191	59,856	3,811	-	-
20年度	882	3	136,751	2,954	98,586	57,707	3,884	-	-
21年度	1,028	1	133,198	3,200	95,805	56,547	3,494	2	-
22年度*	1,122	-	126,154	3,413	90,825	54,845	3,349	-	-

注：1 平成8年までは各年12月末現在, 平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。よって平成9年度以降については「年中」は「年度中」に「年末現在」は「年度末現在」に読み替えること。
2 平成22年度は, 東日本大震災の影響により, 宮城県のうち仙台市以外の市町村, 福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

無店舗取次店				
営業者数	指定洗濯物 取扱営業者数	従事クリ ーニング 師数	処分件数(年中)	
			措置 命令	停止 命令
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
263	6	38	-	-
290	7	34	-	-
367	22	37	-	-
346	24	35	-	-
386	26	50	-	-
770	277	71	-	-

1 施設数

平成23年3月末日現在の営業許可施設数は、12万6,154施設で前年より6,660施設減少している。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成22年に一般クリーニング所350施設、取次所294施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 一般クリーニング所は個人経営の施設が多く、72.3%となっている。従業者4人以下の施設は70.6%を占めている。
取次所では、委託店が27.2%で直営店が71.4%となっている。従業者1人の施設は19.7%となっている。
- ② 店舗や営業の形態をみると、一般クリーニング所は78.9%が単独店で、取次所の11.2%が兼業をしている。兼業している取次所のうち「コンビニエンスストア以外の物品販売業と兼業している」が30.3%となっている。
- ③ 営業時間では一般クリーニング所の76.3%が1日10時間以上となっている。1施設当たりの営業時間を前回調査(平成17年)の結果と比べると、0.5時間、営業時間が短くなっている。
- ④ 1施設当たり売上高は、13,429.4万円、売上総利益は、5,987.4万円、営業利益は、177.0万円となっている。
- ⑤ クリーニングトラブルの有無については、一般クリーニング所の15.1%が「あり」となっている。内容は「変退色」、「破損」、「紛失」、「風合変化」、「その他」が多く、トラブルの解決方法として、一般クリーニング所では「クリーニング賠償基準による」が26.4%となっている。
- ⑥ 一般クリーニング所の経営上の問題点としては、「客数の減少」、「客単価の減少」、「材料費の上昇」を多くあげている。
- ⑦ 一般クリーニング所の経営者が今後の方針として考えているのは、「接客サービスの充実」、「廃業」、「特になし」となっている。

3 経営の動向等

- ① クリーニング市場は大きく分けて、旅館・ホテル等のリネン類や事業所のユニフォーム類などの産業用クリーニングの「リネンサプライ」と、一般家庭の衣類等を扱う「家庭向けクリーニング」があるが、一世帯当たりの年間のクリーニング代は年々減少が続き、家庭向けクリーニングへの支出はピーク時に比べて大幅に落込んでいる。
家庭向けクリーニングの需要減少の要因は、家庭での洗濯の増加、衣類の低価格化、節約志向や衣替えの習慣の希薄化など様々であるが、大手企業の取次チェーン店の展開による競争激化、燃料・材料の高騰など、今後も市場は縮小傾向が続くとみられる。
- ② 一方、高齢者世帯、単身世帯や女性の社会進出等、需要増加の見通しはあり、クリーニング後の衣類の保管サービスや、持ち運べない大きな物、来店できない人や定期的に訪問してもらいたい人のための外交サービスや宅配サービスなど、「衣類の総合サービス業」として、客のニーズに合わせてサービスを提供することで新規顧客の開拓にもつなげることができる。
- ③ また、近年の新たな感染症等の発生状況を踏まえ、クリーニング業においても公衆衛生の見地から

感染症対策の充実を図ることが重要であり、また、石油系溶剤等の残留による化学やけど防止のためのドライチェッカーの導入や、従業者の安全衛生の確保、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染等の公害の発生の防止及び産業廃棄物の適正な処理のために公害防止関係法令等を十分理解し遵守するとともに、設備改善などの必要な措置を講じ、環境の保全に積極的に努めることが重要である。

ドライクリーニング溶剤の主な関係法令等

関係法令等	石油系溶剤	テトラクロロエチレン	CFC-113	1,1,1-トリクロロエタン
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・官報公示整理番号 ・規制区分 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項 ・クリーニング業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第11条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針		2-114 第2種特定化学物質 該 当 適 用	2-95	2-55 「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理について」（平成元年7月10日衛指第114号厚生省生活衛生局長通知）において準用
モントリオール議定書 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・規制対象物質 ・生産量及び消費量（＝生産量＋輸入量－輸出量）の規制スケジュール			該 当 1996年1月以降生産及び輸入禁止	該 当 1996年1月以降生産及び輸入禁止
環境基本法 ・水質汚濁に係る環境基準 ＊ 人の健康の保護に関する環境基準 ＊ 地下水の水質汚濁に係る環境基準 ・土壌の汚染に係る環境基準 ・大気汚染に係る環境基準		0.01mg/L以下 0.01mg/L以下 0.01mg/L検液以下 0.2mg/m ³ 以下		1mg/L以下 1mg/L以下 1mg/L検液以下
水質汚濁防止法 ・特定地下浸透水の浸透の制限 ・排水基準を定める省令（許容限度） ・特定施設の設置及び変更届 ・地下水の水質の浄化に係る措置命令 ・浄化基準		該 当 0.1mg/L以下 該 当 適 用 0.01mg/L以下		該 当 3mg/L以下 該 当 適 用 1mg/L以下
水道法 ・水質基準 ・水質基準に関する省令（水質基準）		適 用 0.01mg/L以下	適 用 フッ素0.8mg/L以下	

関係法令等	石油系溶剤	テトラクロロエチレン	CFC-113	1,1,1-トリクロロエタン
<ul style="list-style-type: none"> 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 水質管理目標設定項目(目標値) 	<p>適用</p> <p>トルエン：0.4mg/L以下</p>			<p>適用</p> <p>0.3mg/L以下</p>
<p>下水道法</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事業所からの下水の排除の制限に係る水質の基準 		0.1mg/L以下		3mg/L以下
<p>大気汚染防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定物質 指定物質排出施設 指定物質排出施設の指定物質抑制基準 揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制 	該 当	<p>該 当</p> <p>該 当</p> <p>※処理能力30kg/回以上のドライ機</p> <p>※密閉式のものを除く</p> <p>既設：500mg/m²以下</p> <p>新設：300mg/m²以下</p> <p>該 当</p>	該 当	該 当
<p>事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進について(平成8年10月4日立局第529号・基局第763号,平成8年10月18日環大規第205号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針 有害大気汚染物質 		<p>適用</p> <p>該 当</p>		
<p>厚生省生活衛生局長通知「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理について」(平成元年7月10日衛指第114号)及び</p> <p>「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレンの使用管理の徹底について」(平成5年4月9日衛指第74号)</p> <ul style="list-style-type: none"> クリーニング所におけるドライ機からの排出溶剤蒸気の活性炭吸着回収装置の設置 		<p>ドライ機の処理能力の合計30kg以上は設置,30kg未満も必要に応じ計画的に設置する。(密閉内部脱臭方式のドライ機を除く)</p>		<p>ドライ機の処理能力の合計20kg以上は設置(密閉内部脱臭方式のドライ機を除く)</p>
<p>厚生省生活衛生局指導課長通知「石油系溶剤を用いたドライクリーニングにおける衣類への溶剤残留防止について」(平成3年7月1日衛指第110号),</p> <p>「石油系溶剤を用いたドライクリーニングにおける衣類への溶剤残留防止について」(平成10年11月4日衛指第119号)及び</p> <p>「石油系溶剤を用いたドライクリーニングにおける衣類への溶剤残留防止の徹底について」(平成11年5月11日衛指第47号)</p>	<p>洗濯物の十分な乾燥,乾燥しにくい素材は石油系溶剤残留判定器(ドライチェッカー)等で確認する。</p>			

関係法令等	石油系溶剤	テトラクロロエチレン	CFC-113	1,1,1-トリクロロエタン
労働安全衛生法 ・表示等 (名称等を表示すべき危険物及び有害物) ・有機溶剤中毒予防規則 (定義等) ・作業主任者 (作業責任者を選任すべき作業) ・作業環境測定 ・健康診断 ・作業環境評価基準(管理濃度) ・労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針	該 当 第2種有機溶剤 第3種有機溶剤 適 用 適 用 適 用 適 用 (キシレン:50ppm, トルエン:20ppm)	該 当 第2種有機溶剤 適 用 適 用 適 用 適用(50ppm) 適 用	該 当 第2種有機溶剤 適 用 適 用 適 用 適用(200ppm) 適 用	
作業環境測定法 ・作業環境測定士による測定,評価,改善措置の実施	適 用	適 用		適 用
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・産業廃棄物 ・特別管理産業廃棄物 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置,帳簿の記載等 ・処理を委託できる者	該 当 該 当 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者	該 当 該 当 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者	該 当 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者	該 当 該 当 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
・処理受託者に対する特別管理産業廃棄物管理票の交付 ・処理受託者に対する産業廃棄物マニフェストの交付(行政指導)	該 当 該 当	該 当 該 当	該 当 該 当	該 当 該 当
(注) 法律の一部改正により(特別)産業廃棄物管理票制度はすべての(特別)産業廃棄物に適用されることになった(施行は1997.6.18から6か月を超えない範囲の政令で定める日)。				
消防法 ・危険物の分類	第4類第2又は第3 石油類			
建築基準法 ・用途地域等(制限)	準工業・工業・工業専用の各地域に建築可(ただし,危険物の規制に関する政令により指定数量の制限有り。)	第1種住居・第2種住居・準住居の各地域に建築可(ただし,用務に供する作業場等の床面積の合計が50㎡を超えるもの,原動機を使用する場合の出力の合計が0.75kwを超えるものを除く等の制限有り。)近隣商業・商業の各地域に建築可(ただし,原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超えるものを除く。)準工業・工業・工業専用地域に建築可(ただし,用務に供する作業場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるものを除く等の制限有り。)		
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRT法) ・第一種指定化学物質 ・第一種指定化学物質等取扱事業者	該 当	該 当 該 当	該 当	該 当
(年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者,かつ,常時使用する従業員数が21人以上の事業者)				

4 クリーニング業と環境問題

現在、ドライクリーニングの溶剤としては、ほとんどのクリーニング所で、石油系溶剤又はテトラクロロエチレンが使用されているが、一部では特定フロンであるCFC-113や、1,1,1-トリクロロエタンが使用されている。この他代替フロンであるHCFC類等が使用されているが、その割合は極めて小さい（平成22年9月1日現在の割合は石油系溶剤93.8%、テトラクロロエチレン10.4%、CFC-113 0.3%、1,1,1-トリクロロエタン0.2%、HCFC類0.6%、その他0.7%）。なお、特定フロン（CFC-113及び1,1,1-トリクロロエタン）は、1996年1月以降、製造・輸入が禁止されている。

また、これらの溶剤は、健康被害及び環境汚染を引き起こす可能性もあるため、適切な管理を行わなければならない。別表に示したように環境保全等に関する多くの法律により規制がなされている。主なものの概要を以下に示す。

(1) 石油系溶剤

ア 皮膚障害の防止

最も使用頻度の高いドライクリーニング溶剤であるが、十分に乾燥せず溶剤が残留した衣類が消費者に渡った場合、その着用により接触性皮膚炎等の皮膚障害を起こすことがある。このため、石油系溶剤でドライクリーニングした場合は十分に乾燥し、残留しやすい材質の衣類についてはドライチェッカー（簡易濃度測定器）を使用し、乾燥していることを確認することが必要である。

イ 廃棄物処理法による規制

石油系溶剤を含む廃油（タールピッチ類を除く燃えやすい揮発油類、灯油類又は軽油類の廃油（引火点70℃未満）、これらの廃油を含む汚泥（廃油を5%以上含む場合）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）上の特別管理産業廃棄物に該当するため、これらを排出する施設には同法において特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、特別管理産業廃棄物処理業者への廃棄の委託等が規定されている。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は、環境大臣が認定する講習を修了した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者に与えられる。財団法人全国生活衛生営業指導センターの実施するクリーニング師の研修のうち、廃棄物の処理に関する科目を含む等の一定の要件を満たすものだが、クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得する講習として認定されたため、クリーニング師は、この講習を受講すれば、クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者の資格が与えられる（平成5年3月30日衛産第35号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）。

(2) テトラクロロエチレン

ア 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に関する規制

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、第2種特定化学物質に指定され「クリーニング業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第11条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成22年7月15日厚生労働省・経済産業省・環境省告示第15号）」が定められ、取扱う施設・場所、ドライクリーニング機械（排液処理装置、排気溶剤回収装置の設置を含む）、洗濯物の処理、使用済みの溶剤を含む汚染物の取扱い等について管理の基準が示されている。

イ 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法の有害物質に指定され、公共用水域への排水基準（0.1mg/ℓ以下、公共下水道及び流域下水道への排水基準にあつては下水道法により0.1mg/ℓ以下）が設定されている。また、水質汚濁防止法により、地下浸透の禁止等の規定が適用されるため、水分離器排液の排液処理装置による適正処理、ドライクリーニング機への受け皿の敷設などの措置が必要となる。

さらに平成8年の水質汚濁防止法の改正によって、テトラクロロエチレンの地下浸透による地下水汚染で健康被害が生じ又は生じるおそれがあると認められるとき（水質汚濁防止法施行規則で定める浄化基準0.01mg/ℓ以下）は、都道府県知事はクリーニング所の設置者に対して、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができることになった。

ウ 大気汚染防止法による規制

テトラクロロエチレンの大気汚染防止については、環境省は、環境基本法で人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい指針として、大気汚染環境基準を年平均値0.2mg/m³以下と定めるとともに、大気汚染防止法で処理能力30kg/回以上のドライクリーニング機を有するクリーニング所にあつては、活性炭吸着排気除去装置を設置する等により、クリーニング所の排出口濃度を300mg/m³以下（平成9年4月1日にすでに設置しているものについては、500mg/m³以下）に抑制しなければならないと規定した。

また、テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械を有するクリーニング所であつてその処理能力の合計が30kg以上の事業所は活性炭吸着回収装置の設置を、また、30kg未満の事業所についても必要に応じその設置を行うよう、都道府県の生活衛生主管部局を通じて指導している（平成5年4月9日衛指第74号厚生省生活衛生局長通知「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレンの使用管理の徹底について」）。

エ 廃棄物処理法による規制

テトラクロロエチレンを含む廃油、汚泥等（基準に適合しないものに限る。）は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、これらを排出する施設には特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、特別管理産業廃棄物処理業者への廃棄の委託等が規定されている。

(3) CFC-113

ア オゾン層保護法による規制

CFC（クロロフルオロカーボン）-113は特定フロンの一つで、成層圏のオゾン層（地球上空20～50km）を破壊する原因物質である。そのため、1987年に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（モントリオール議定書）」に基づいて、生産等の規制が開始され、1990年の第2回締約国会合において、特定フロン等の生産を2000年までに全廃することとされた。

その後、オゾン層の破壊が予想以上に進んでいるという科学的知見が得られたことから、1992年に開催された第4回締約国会合において、廃止スケジュールが前倒しされ1996年1月以降生産が全廃された。

わが国でも、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に基づき、モントリオール議定書に定められたスケジュールに沿って、1996年1月以降生産及び輸入の禁止のほか、その排出抑制及び使用合理化等の措置がとられている。

(4) 1,1,1-トリクロロエタン

ア オゾン層保護法による規制

1,1,1-トリクロロエタンについても、特定フロンであるため、CFC-113と同様に1996年までに全廃することが決定され、わが国でも同年1月以降、生産及び輸入が禁止されている。

イ 水質汚濁防止法による規制

平成6年2月水質汚濁防止法施行令等の改正により、有害物質に指定され、公共用水域への排水基準（3mg/ℓ以下、公共下水道及び流域下水道にあつては下水道法により3mg/ℓ以下）を遵守するために溶剤回収装置の設置が指導されている。また、地下浸透を防止するため、本溶剤を使用する際には、水分離器排液の排液処理装置による適正処理、ドライクリーニング機械への受け皿の敷設、などの措置を講じることが必要である。

また、水質汚濁防止法に基づく地下水の水質浄化措置命令の対象となる（水質汚濁防止法施行規則で定める浄化基準1mg/ℓ以下）。

ウ 廃棄物処理法による規制

1,1,1-トリクロロエタンを含む廃油、汚泥等（基準に適合しないものに限る。）は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、これらを排出する施設には特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、特別管理産業廃棄物処理業者への廃棄の委託等が規制されている。

(5) コインオペレーションクリーニング営業施設について

いわゆるコインランドリーで代表されるコインオペレーションクリーニング営業施設については、クリーニング業法の対象ではないが、多くの人が利用する施設であるため、衛生水準の維持を目的とした衛生措置等の要綱が定められている（昭和58年3月29日衛指第39号厚生省生活衛生局長通知「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱について」）。

また、コインオペレーションクリーニング営業施設のうち、石油系溶剤及びテトラクロロエチレン等の有機溶剤を用いて洗濯する機械を設置する施設については、衛生管理責任者、有機溶剤管理責任者の設置が必要であり（同指導要綱）、さらにテトラクロロエチレンの使用施設については、水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置の届け出、有機溶剤回収装置の設置、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（施行令第2条の4）により特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の規制対象となっている（平成3年9月9日衛指第181号厚生省生活衛生局指導課長通知「テトラクロロエチレンを使用するコインオペレーションクリーニング営業施設に対する指導について」、平成7年2月24日衛指第41号厚生省生活衛生局指導課長通知「テトラクロロエチレン等を使用するコインオペレーションクリーニング営業施設に対する指導の徹底について」、平成7年12月27日衛指第281号厚生省生活衛生局指導課長通知「テトラクロロエチレン等を含む廃油等を生じるコインオペレーションクリーニング営業施設に対する指導の徹底について」）。

クリーニング業を取り巻く環境の変遷

1988年	オゾン層保護法制定
1989年	クリーニング師研修，業務従事者講習開始
	テトラクロロエチレンが化審法の特定化学物質に指定 消費税スタート（3%）
1991年	常用雇用者数30人以上の事業所数が初めて1000を超える
	コインランドリー増加
1992年	1985～2007年で1世帯当たりの年間洗濯代最高
1993年	取次所数が増加し始める
1995年	阪神淡路大震災，地下鉄サリン事件
1996年	クリーニング業法改正（地位の承継規定の新設）
1997年	大気汚染防止法によるテトラクロロエチレンの規制
	消費税5%に引き上げ
	クリーニング所総数が最高
1998年	取次所数が最高
1999年	相談件数が減少し，5位以下に
	マシン・リングシステム発表
	クリーニング事故賠償基準改正
2000年	環衛法から名称改め生衛法改正，振興と老人福祉含まれる
2002年	コンビニでの取次
2003年	土壌汚染対策法施行
	重症急性呼吸器症候群（SARS）蔓延脅威
2004年	クリーニング業法改正（消費者の保護，無店舗取次業規制）
	形態安定加工シャツ
2005年	経営者60歳以上の割合が5割超
2006年	国民生活センター「クリーニングサービスのトラブル防止のために」発表
	道路交通法改正による駐車違反対策強化
2007年	石油高騰
2008年	宅配クリーニング
2009年	建築基準法に関する引火性溶剤問題
	消費者庁発足
	新型インフルエンザ（A/H1N1）
2010年	経営者60歳以上の割合が7割超

第7 飲食店

業種別施設数及び構成割合

	事業所数			従業者数		
	平成16年	平成18年	平成21年	平成16年	平成18年	平成21年
飲食店	737,372	724,295	673,385	4,048,444	4,120,402	4,421,432
管理、補助的経済活動を行う事業所	2,972	53,940
食堂、レストラン	74,618	73,298	63,394	528,226	548,939	539,836
専門料理店	164,854	166,694	169,209	1,286,623	1,316,389	1,441,420
日本料理店	42,031	42,545	50,761	363,162	367,754	462,931
中華料理店	60,431	59,070	56,541	364,334	366,540	384,922
焼肉店	20,638	20,779	19,447	165,589	174,706	187,705
その他の専門料理店	41,754	44,300	42,460	393,538	407,389	405,862
そば・うどん店	34,639	34,157	32,992	209,529	205,019	220,299
すし店	34,877	32,340	28,865	217,679	217,026	248,988
酒場、ビヤホール	150,719	151,603	140,661	635,405	668,352	714,224
バー、キャバレー、ナイトクラブ	161,741	152,400	126,866	595,244	546,098	476,180
喫茶店	83,676	81,042	77,026	314,959	322,414	350,801
その他の飲食店	32,248	32,761	31,400	260,779	296,165	375,744
ハンバーガー店	5,014	5,401	6,126	129,382	153,114	211,286
お好み焼・焼きそば・たこ焼店	21,901	21,219	19,480	72,734	75,406	76,852
他に分類されないその他の飲食店	5,333	6,141	5,794	58,663	67,645	87,606

資料：総務省「事業所・企業統計調査」（平成16年、18年（日本標準産業分類第12回改定（平成19年11月告示）をもとに組み替えて再集計したものである。ただし、同改定により新設された「管理、補助的経済活動を行う事業所」については組替えができないことから、従前の分類をそのまま適用した。）

総務省「経済センサス」（平成21年）

家族で外食する際の店舗選択基準（3つ以内回答）

（単位：％）

	全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
手頃な値段の店	57.6	62.5	68.3	59.8	50.9	49.8
好きな料理のある店	51.7	51.4	54.8	62.3	46.3	43.0
サービスがよい店	14.7	19.4	20.4	17.6	9.2	9.7
雰囲気のよい店	43.2	34.7	37.0	41.0	51.8	46.0
食材を吟味した本物志向の店	23.0	15.3	12.6	19.7	23.4	38.4
買い物や自宅に近い店	16.9	16.7	25.2	18.9	14.7	8.9
駐車場のある店	21.4	18.1	21.7	18.0	25.7	21.5

資料：農林水産省消費・安全局消費・安全政策課「平成15年度食料品消費モニター第2回調査結果」

注）調査時期 平成15年12月

調査対象 食料品消費モニター（全国主要都市在住の一般消費者1,021人）

調査方法 質問用紙にモニターが回答を記入、返送

回収状況 配布数1,021名 回収数1,001名 回収率98.0%

家族で外食する際、あったらいいなと思う料理

（単位：％）

	全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
減塩料理	4.0	8.3	1.7	4.5	3.7	4.6
低カロリー料理	12.3	20.8	17.0	12.3	11.9	5.5
成人病向け料理	4.9	2.8	4.3	6.1	4.6	5.1
高齢者向け料理	6.8	0.0	3.0	6.6	6.9	12.7
国産食材を多く使用している料理	16.0	16.7	12.2	18.9	12.8	19.4
地域産物・旬の食材を利用した料理	38.8	30.6	39.1	34.4	41.3	43.0
有機野菜利用料理等の健康志向料理	15.3	15.3	20.4	16.8	16.1	8.0
その他	1.9	5.6	2.2	0.4	2.8	1.3

資料：農林水産省消費・安全局消費・安全政策課「平成15年度食料品消費モニター第2回調査結果」

注）調査時期平成15年12月

調査対象 食料品消費モニター（全国主要都市在住の一般消費者1,021人）

調査方法 質問用紙にモニターが回答を記入、返送

回収状況 配布数1,021名 回収数1,001名 回収率98.0%

1 施設数と従業者数（「事業所・企業統計調査」（総務省）、「経済センサス」（総務省）の結果より）

平成21年と18年では、調査手法が異なるため単純に比較は出来ないが、施設数では5つの業種、従業者数では15の業種で増加している。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」（厚生労働省）の結果より

経営実態調査では、飲食店のうち一般食堂、中華料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料理店（料亭）について、抽出調査を実施しているが、平成20年は一般食堂（397施設）、料理店（394施設）、喫茶店（379施設）が対象施設となった。結果概要は以下のとおりである。

- ① 経営主体別にみると「個人経営」が最も多く一般食堂が79.3%、料理店が55.8%、喫茶店が70.2%となっている。
- ② 一般食堂、料理店及び喫茶店の経営者は50歳以上が7割から8割を占めている。「後継者がいる」と回答している事業所は一般食堂（28.2%）、料理店（39.6%）、喫茶店（19.0%）となっている。
- ③ 従業者の規模について、一般食堂では「2人」が32.5%と最も多く、次いで「3人」が17.4%で3人以下の施設が6割を占めている。喫茶店でも同傾向で「2人」（25.1%）、次いで「1人」（19.5%）となっている。料理店は「5～9人」が30.5%、次いで「10～19人」が22.3%となっている。1施設あたり平均従業者数について、一般食堂では4.6人でこのうち臨時雇用者は2.3人となっている。料理店では8.6人でこのうち臨時雇用者は4.2人となっている。喫茶店では4.7人でこのうち臨時雇用者は2.9人となっている。
- ④ 客1人当たりの平均食事単価は、一般食堂（956円）、料理店（4,912円）、喫茶店（734円）となっている。地域別にみると一般食堂では「関東・甲信越」が1,256円、料理店では「近畿」が5,950円、喫茶店では「北海道・東北」の1,201円がそれぞれ最も高くなっている。
- ⑤ 当期純利益の動向の主な原因は、「客数の減少」が他の原因と比べ極端に高くなっており、一般食堂が51.4%、料理店が59.6%、喫茶店が41.2%となっている。
- ⑥ 経営上の問題点について、「客数の減少」と「材料費の上昇」が多くなっている。一般食堂は「客数の減少」が72.8%、「材料費の上昇」が66.8%となっている。料理店は「客数の減少」が74.6%、「材料費の上昇」が47.5%となっている。喫茶店は「客数の減少」が67.5%、「材料費の上昇」が59.1%となっている。
- ⑦ 経営者が今後の方針として考えていることは、「食事メニューの工夫」がそれぞれ高くなっており、一般食堂が48.9%、料理店が56.3%、喫茶店が42.2%となっている。

3 経営の動向等

- ① 飲食業に関係したニュースが多く、平成13年9月のBSE（牛海綿状脳症）から始まって、食品安全について考えさせられるような事件が続いている。今まで、生産者や小売店、飲食店を無条件で信じて消費活動を行っていた消費者が立ち止まり、自分たちの口に入るものがどこで作られ、どのように運ばれて、何にどう加工されているかを気にしだした。

また、「食品安全基本法」、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」いわゆる牛肉トレーサビリティ法などが制定され、食品の安全確保に向けたさまざまな取り組みが行われている。福祉、環境関係については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」により、飲食店から出る食品廃棄物等については減量化と食品循環資源の再利用が義務づけられ、ごみの減量化、再利用等が求められる。

- ② 消費者は年齢、性別、家族構成を問わず外食を楽しむようになり、外食に求めるものも多様化している。各年代で共通している基準は、「手頃な値段」、「好きな料理がある」、「雰囲気が良い」となっている。さらに、高齢者層は、「食材を吟味した本物志向」、「食材の産地情報」を求めている。若い年齢層では、「サービス」が良くて「いろいろな料理」のある店が好まれている。
- ③ サービス面では、従業員の接客態度の向上、店舗及びスタッフの衛生面の向上、メニューの食材の原産地表示等が求められている。

第8 食肉販売

食肉販売業の卸売・小売業、店舗の種類、立地条件、従業者の規模、地域ブロック別施設数の割合（平成21年）

		食肉販売業				食鳥肉販売業			
		総数	経営主体			総数	経営主体		
			個人経営	株式会社	有限会社		個人経営	株式会社	有限会社
総数		100.0	40.7	32.7	26.0	100.0	54.2	25.8	18.9
卸・小売	卸売業のみ	100.0	14.0	59.1	26.9	100.0	17.0	53.2	29.8
	小売業のみ	100.0	55.6	23.2	20.5	100.0	77.5	9.3	12.4
	卸売業と小売業の両方	100.0	41.7	26.9	30.4	100.0	40.0	35.6	22.2
	不詳	100.0	54.2	16.7	29.2	100.0	55.6	22.2	22.2
店舗の種類	独立店舗	100.0	43.6	27.1	28.5	100.0	54.3	24.0	20.2
	公設・私設市場内店舗	100.0	47.6	33.3	19.0	100.0	60.7	25.0	14.3
	百貨店・スーパー内出店	100.0	28.1	55.1	16.9	100.0	50.0	34.6	15.4
	その他	100.0	6.9	72.4	20.7	100.0	14.3	57.1	28.6
	不詳	100.0	16.7	58.3	25.0	100.0	83.3	16.7	-
立地条件	商業地区	100.0	40.7	31.1	27.0	100.0	58.9	19.9	19.9
	住宅地区	100.0	50.9	21.0	28.1	100.0	60.2	22.7	15.9
	工場・オフィス街	100.0	11.4	68.2	18.2	100.0	-	75.0	25.0
	複合施設	100.0	20.9	58.1	20.9	100.0	-	80.0	20.0
	郊外の幹線道路沿い	100.0	24.6	50.9	24.6	100.0	33.3	46.7	20.0
	その他	100.0	26.7	60.0	13.3	100.0	14.3	42.9	42.9
	不詳	100.0	38.5	42.3	19.2	100.0	100.0	-	-
従業者の規模	1人	100.0	89.8	1.7	8.5	100.0	86.4	13.6	-
	2人	100.0	73.2	8.3	17.9	100.0	88.9	4.2	5.6
	3人	100.0	59.5	13.5	27.0	100.0	46.3	22.0	29.3
	4人	100.0	41.3	25.3	33.3	100.0	65.4	19.2	15.4
	5～9人	100.0	15.9	46.7	35.7	100.0	29.4	41.2	27.5
	10～19人	100.0	10.3	57.0	32.7	100.0	11.1	44.4	44.4
	20人以上	100.0	-	79.3	19.5	100.0	-	80.0	20.0
	不詳	100.0	50.0	31.3	18.8	100.0	75.0	12.5	12.5
地域ブロック	北海道・東北	100.0	38.8	30.0	30.0	100.0	33.3	33.3	33.3
	関東・甲信越	100.0	35.5	29.7	34.5	100.0	41.4	27.3	31.3
	東海・北陸	100.0	35.4	36.4	25.3	100.0	61.5	23.1	10.3
	近畿	100.0	54.5	37.8	7.7	100.0	66.3	24.7	7.9
	中国・四国	100.0	38.4	32.9	28.8	100.0	30.8	53.8	15.4
	九州	100.0	44.7	33.3	22.0	100.0	62.5	15.6	21.9

注：総数には経営主体不詳を含む。

資料：厚生労働省健康局「生活衛生関係営業経営実態調査」

1 施設数

「衛生行政報告例」によれば、平成23年3月末日現在の営業許可施設数は13万5,973施設で、前年度比2.9%低下し、引き続き減少傾向にある。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成21年度に1,106施設(食肉販売店831,食鳥肉販売店275)を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

① 経営主体をみると、いずれも個人経営の施設が多く、食肉販売店では40.7%、食鳥肉販売店では54.2%である。

② 卸売・小売業別に全体の施設数の構成割合をみると、食肉販売業では、「卸売業と小売業の両方」が37.5%と最も高くなっている。

また、経営主体別にみると、「小売業のみ」では、「個人経営」が49.7%と最も高く、「卸売業のみ」では、「株式会社」が41.9%と最も高くなっている。

次に、食鳥肉販売業では、「小売業のみ」が46.9%と最も高くなっている。

また、経営主体別にみると、「小売業のみ」では、「個人経営」が67.1%と最も高く、「卸売業のみ」では、「株式会社」が35.2%と最も高くなっている。

③ 経営者の年齢階級別に食肉販売業の施設数の構成割合をみると、「60歳代」が35.6%と最も高くなっている。

次に、食鳥肉販売業の施設数の構成割合をみると、「60歳代」が40.7%と最も高くなっている。

④ 今後の経営方針別に全体の施設数の割合をみると、食肉販売業では「接客サービスの充実」が31.8%と最も高く、次いで、「価格の見直し」が20.1%、「施設・設備の改装」が16.0%となっている。

また、卸売・小売業別にみると、「卸売業のみ」では「価格の見直し」が28.0%と最も高く、「小売業のみ」、「卸売業と小売業の両方」では、ともに「接客サービスの充実」が41.4%、32.7%と最も高くなっている。

次に、食鳥肉販売業の施設数の割合をみると、「接客サービスの充実」が26.2%と最も高く、次いで、「価格の見直し」が18.9%、「施設・設備の改装」が14.9%となっている。

また、卸売・小売業別にみると、「小売業のみ」では「接客サービスの充実」が31.0%と最も高く、「卸売業のみ」、「卸売業と小売業の両方」では、ともに「価格の見直し」が25.5%、26.7%と最も高くなっている。

3 経営の動向等

① 消費者による食肉の消費量がほぼ成熟点に達している状態と大型店の進出により、食肉販売業における競争は激しくなっている。

② 一方、消費者の関心は価格や利便性はもちろん、食肉そのものの安全性、店内の衛生状態にまで及んでいる。

③ したがって、食肉販売店は商品・人・店全体の「環境・安全対策」、営業時間の延長等「営業政策」、消費者が納得する「価格政策」、商品の値打ちをアピールするための「商品化政策」といった複数の対応策を見直し、店単位にこだわらない地域・団体・業界単位での取り組みを考える時期にきている。

第9 氷雪販売

氷雪販売業の施設数（年次別）

年次	施設数	年次	施設数
昭和45年	7,938	平成9年度	3,566
50年	6,473	10年度	3,471
55	6,086	11年度	3,414
60	5,568	12年度	3,360
61	5,442	13年度	3,223
62	5,253	14年度	3,074
63	5,025	15年度	2,962
平成元年	4,798	16年度	2,838
2	4,602	17年度	2,762
3	4,388	18年度	2,622
4	4,224	19年度	2,507
5	4,078	20年度	2,384
6	3,953	21年度	2,274
7	3,830	22年度*	2,135
8	3,713		

注：1 平成8年までは各年12月末現在，平成9年度以降は翌年3月末現在の数字である。

2 平成22年度は，東日本大震災の影響により，宮城県のうち仙台市以外の市町村，福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

兼業・専業別にみた施設数（平成19年）

(単位：%)

施設数	100.0
専業	24.4
兼業	71.0
事業の内容（重複回答）	
総数	100.0
燃料業	38.6
その他	30.1
ドライアイス	25.6
食品販売業	13.6
飲食業	5.1
運送業	1.7
不詳	4.5

経営上の問題点別にみた施設数（平成19年）

(単位：%)

施設数		100.0
（重複回答）	客数（注文）の減少	73.9
	燃料費の上昇	27.8
	コンビニでの販売	26.1
	後継者難	21.0
	施設・設備の老朽化	21.0
	他経費の上昇	21.0
	人件費の上昇	10.2
	光熱費の上昇	10.2
	人手不足・求人難	8.5
	材料費の上昇	8.5
その他	8.5	

資料：「生活衛生関係営業経営実態調査」

1 施設数

平成23年3月末日現在の営業許可施設数は2,135施設で前年度比6.1%の減少となっており、引き続き減少傾向にある。

2 「生活衛生関係営業経営実態調査」(厚生労働省)の結果より

平成19年に176施設を対象に実施した経営実態調査の結果概要は以下のとおりである。

- ① 経営主体をみると、「個人経営」が53.4%と最も多く、次いで「有限会社」が26.7%、「株式会社」が18.2%となっている。
- ② 経営者の年齢は「60～69歳」が35.8%で最も高く、「後継者がいる」と回答している事業者は、36.4%となっている。
- ③ 専業・兼業の別では、兼業が71.0%と7割以上を占め、その事業内容別にみると「燃料業」との兼業が38.6%と最も多く、次いで「その他」の30.1%、「ドライアイス」の25.6%となっている。
- ④ 店舗の形態は、「単独店」が95.5%と最も多く、次いで「本店」の4.0%、「支店」の0.6%となっている。
- ⑤ 従業者の規模は「2人」が35.8%と最も多く、従業者が10人未満の施設が8割以上を占めている。1施設当たり平均従業者数は4.4人でこのうち臨時雇用者は0.9人となっている。臨時雇用者を経営主体別にみると「株式会社」の2.5人が多くなっている。
- ⑥ 土地面積及び延べ床面積ともに「40～100㎡未満」が最も多く、それぞれ35.8%、33.0%となっている。氷室面積は「10㎡未満」が48.3%と最も多くなっている。
- ⑦ 当期純利益の動向の主な原因は「客数の減少」が60.2%、「燃料費の上昇」が22.2%、「その他」が19.3%、「客数の増加」が14.8%となっている。
- ⑧ 経営上の問題点は、「客数の減少」が73.9%と最も多く、次いで「燃料費の上昇」が27.8%、「コンビニでの販売」が26.1%となっている。
- ⑨ 経営者が今後の方針として考えているのは、「特になし」が28.4%と最も多く、次いで「廃業」が21.0%、「接客サービスの充実」が19.3%、「価格の見直し」が17.0%となっている。

3 経営の動向等

- ① 営業施設数は、一般家庭への電気冷蔵庫の普及や飲食店営業施設等への業務用自動製氷機の導入により、昭和45年7,938施設であったが、以降減少傾向が続き平成17年度では、半分以下の2,762施設になっており、今後も引き続き減少傾向が続くと思われる。
- ② 経営形態は兼業が7割以上であるが、客数(注文)の減少に加えて、燃料費の上昇やコンビニでの販売等により氷雪販売業を取り巻く現状は厳しいものになっている。
- ③ 今後は新しい利用・販売方法の検討、新技術の開発等、新しい需要の開拓がますます必要になっている。近年の「おいしい水」にこだわる傾向により、良質な水を求める消費者には「純水」や上手な利用方法などをPRし広告・宣伝をする必要がある。また、氷彫刻や氷アートなどはイベントや飲食店、百貨店でも需要があるのではないか。販売方法として、ホームページを開設し、気軽に購入できるようにするのも方法の一つである。

